

## 【Q&A集】介護分野（令和3年2月4日時点）

掲載日	質問	回答
1	R3.2.4 対象事業について、「医療みなし」の事業所も含まれるか。	介護保険の事業実績がない場合は対象となりませんが、令和3年1月14日以降に介護報酬の請求を行っている事業所は対象となります。
2	R3.2.4 みなし指定により居宅療養管理指導事業の指定を受けている薬局について、薬局内の待合室に換気機能付エアコンを設置する場合、当補助金の対象になるか？	当補助金は、介護サービス事業所等に対して感染予防対策に係る取組を支援することにより、必要な介護サービスの提供が行えるよう支援するものです。このため、ご質問のような介護サービスである居宅療養管理指導とは直接関係のない事業に係る経費は対象とすることはできません。（薬剤師が要介護者の居宅を訪問する際に仕様する衛生用品、訪問時に仕様する非接触型体温計等を対象経費として想定しています。）
3	R3.2.4 他の補助金で措置されているものに、重複して本補助金を当てることはできないとされているが、他の補助金における事業所の自己負担部分にこの事業の補助を充てることはできないと理解してよろしいでしょうか？ （例）他の補助金で換気設備を整備し2分の1補助を受けている場合に、自己負担部分の残り2分の1に本補助金を充てることが可能か？	別の補助金により購入したもの（同一対象経費）について、自己負担部分に当補助金を充当することは認められません。
4	R3.2.4 同一施設で複数の介護サービス事業所の指定を受けている場合、それぞれの事業で上限額の20万円まで申請することは可能か？（介護保険事業所番号は両事業所ともに同一）	可能です。 （例）特養と併設ショート補助上限額→20万円×2事業所＝40万円
5	R3.2.4 老健と空床利用の短期入所療養介護の指定を受けている場合の補助上限額は？	20万円×2事業所＝40万円になります。
6	R3.2.4 複数の事業所等を有する法人は支給申請を一括で行うとされている。この場合、県へ一括申請するとして、介護分野、障がい分野、子育て分野を併せて一括申請が可能なのか？	介護分野、障がい分野、子育て分野でそれぞれ分けて申請をお願いします。（それぞれの提出先は下記のとおりです） ○介護分野 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 ○障がい分野 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 ○子育て分野 鳥取県子育て・人材局子育て王国課
7	R3.2.4 地域包括支援センターは対象となりますか。	対象になります。（補助金交付要綱別表の（注）の「介護予防サービス及び介護予防日常生活支援総合事業」という部分で適用）
8	R3.2.4 介護予防・生活支援サービス事業について、指定外サービス（委託、補助による実施）も対象となるのか。	対象になります。
9	R3.2.4 ①「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止を両立するため、換気機能付のエアコンを購入したいが、対象になるか。 ②対象となる場合、設置工事費は対象になるか。	①対象として差し支えありません。（室内の空気を循環させるだけで、外気の取り入れ機能のない製品等は対象になりません） ②設置工事費も対象になります。
10	R3.2.4 以下の備品購入費について補助金の対象になるか？ ・加湿器 ・空気清浄器 ・加湿付き空気清浄器 ・低濃度オゾン発生装置	メーカーが感染対策に効果のある製品として保証している製品であれば対象になります。 なお、感染対策に効果ある製品とは新型コロナウイルスだけでなく、季節性インフルエンザの時期と重なった場合に「インフルエンザ対策」を含む広い感染対策として購入するものについても含まれます。

11	R3.2.4	自動車の購入経費は対象に含まれるか。対象になる場合、車両本体価格以外の諸経費も対象となるか？	車両本体価格のみが補助対象となります。
12	R3.2.4	パソコンやタブレット端末の購入費は補助金の対象になるか？	感染対策に資する目的で導入する場合に限り、対象として差し支えありません。具体的には、①オンライン面会で使用、①国や県が実施するオンライン研修に参加するために使用、等が想定されます。（単なる事務用途で使用する場合は対象になりません）
13	R3.2.4	オンライン面会やオンライン研修に活用するためのタブレットやパソコンだけでなく、感染症対策への業務負担が増えている現状を踏まえ、感染症対策を徹底する業務時間を確保する目的として、職員の負担軽減や業務効率化を図るためのICT機器や介護ロボットの導入費用は認められるか。	それらの導入が、感染症対策に寄与するものと判断できれば、対象として認められます。